## 自己点検シート 介護報酬編(介護予防通所リハビリテーション)

## 令和5年4月版

## ■根拠となる法令等

法:介護保険法(平成9年法律第123号)

解釈通知: 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)

27号告示:厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)

94号告示: 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示94号)

95号告示:厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)

83号告示: 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)

記載要領:「介護給付費請求書等の記載要領について」(平成13年11月16日老老発第31号)

基準省令:指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方

法に関する基準 (平成18年厚生労働省令第35号)

基準条例:岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支

援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年市条例第90号)

報酬告示: 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)

留意事項通知: 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠となる法令等/確認書類
定員超過利用減算		口該当	介護報酬の解釈1単位数表編令和3年4 月版(以下「青」という。) P1342, P1343, P340 介護報酬の解釈3QA・法令編令和3年4 月版(以下「緑」という。) P752, P350 Q10 介護報酬の解釈2指定基準編令和3年4 月版(以下「赤」という。) P1254 報酬告示 別表5イ注1 留意事項通知第2の6(15)→留意事項通知第2の8(25)→留意事項通知第2の7(22) 27号告示十六 基準省令第120条の3 業務日誌、運営規程

人員基準欠如減算		該当	青P1342, P341 緑P751 報酬告示 別表5イ注1 留意事項通知第2の6(15)→留意事項通 知第2の8(26) 27号告示十六 出勤簿、勤務表、資格証
	6月間のリハビリテーション実施計画を作成	あり	
	家庭での役割を担うことや地域の行事等に関与すること等を可能とすることを見据えた目標や実施内容を設定	該当	青P1344, P1345, P376 緑P583, P124~ Q19~Q22 報酬告示 別表5イ注3 95号告示百六の六 留意事項通知第2の6(2) 令和3年度介護報酬改定に関するQ& A(Vol.5)問6 生活行為向上リハビリテーション実 施計画、修了証、プロセス管理票、 施記録、出勤簿、勤務表、資格証
	専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は研修を修了した 理学療法士若しくは言語聴覚士を配置	該当	
	終了前一月以内に、リハビリテーション会議を開催	あり	
生活行為向上リハビリテー ション実施加算	リハビリテーションの目標の達成状況を報告	該当	
	利用者が生活の中で実践できるよう家族に指導助言	該当	
	居宅を訪問し、利用者の居宅における能力を評価、利用者及び家族 に伝達	該当	
	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語 聴覚士が利用者宅を訪問し、生活行為に対する評価を概ね1月に1 回以上実施	該当	

利用開始した月から 12 月 を超えた場合の減算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防通所リハビリテーションを行う	該当	青P1346, P1347 緑P563, P585 報酬告示 別表5イ注8 留意事項通知第2の6(3) 通所リハビリテーション計画、実施記録、介護給付費請求書及び明細書
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を一名以上配置	配置	
	利用者ごとに医師又は看護職員等の医療従事者による運動器機能向 上サービスの実施に当たってのリスク評価、体力測定等を実施し、 サービスの提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び運 動器の機能の状況を、利用開始時に把握	実施	
	理学療法士等が、暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するための おおむね3月程度で達成可能な目標(「長期目標」)及び長期目標 を達成するためのおおむね1月程度で達成可能な目標(「短期目 標」)を設定	実施	青P1348, P1349 緑P698, P131~ 報酬告示 別表5ロ注 留意事項通知第2の6(5) 95号告示百七 平成18年4月改定関係Q&A(Vol.1)問
運動器機能向上加算	理学療法士等が共同して3月程度の運動器機能向上計画を作成	あり	
	効果、リスク、緊急時の対応と併せて利用者に計画を説明し同意を 得る	あり	·26、問27、問29 出勤簿、勤務表、資格証、運動器機
	理学療法士等による運動器機能向上サービスの提供	実施	能向上計画、同意の記録、実施記    録、運動器機能向上サービスのモニ
	短期目標に応じたモニタリングの実施	概ね1月毎に実施	タリング、アセスメント
	利用者の運動器の機能を定期的に記録	あり	
	計画実施期間終了後、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況に ついて、事後アセスメントを実施し、介護予防支援事業者に報告	あり	
	定員、人員基準に適合	あり	

	当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置	あり	青P1350, P1351 緑P656, P1010~, P1070~, P582, P584
	利用者ごとに医師、管理栄養士、介護職員、生活相談員らが共同で 栄養アセスメントを3月に1回以上行い、利用者又は、家族に結果 を説明し、相談等に対応	実施	報酬告示 別表5ハ注 留意事項通知第2の6(6)→留意事項通 知第2の7(15)
栄養アセスメント加算	利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省(LIFE)に提出し、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	実施	95号告示十八の二 リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処
	定員、人員基準に適合	適合	・理手順及び様式例の提示について 出勤簿、勤務表、資格証、栄養スク リーニング・アセスメント・モニタ リング
	当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置	配置	青P1352, P1353, P322 緑P656, P1010~, P111~ Q46~
	管理栄養士等(医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語 聴覚士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者)が共 同して利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態配慮した栄養ケア計 画の作成	あり	Q48, P126~ Q27・Q28 報酬告示 別表5二注 留意事項通知第2の6(7)→留意事項通 知第2の7(16)
W += 1 += 1 - 4+	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	あり	95号告示十九 リハビリテーション・個別機能訓
栄養改善加算	栄養ケア計画に従い管理栄養士等が(必要に応じて居宅を訪問し) 栄養改善サービスの提供、栄養状態等の記録	あり	練、栄養管理及び口腔管理の実施に  関する基本的な考え方並びに事務処  理手順及び様式例の提示について
	栄養ケア計画の評価、介護支援専門員や主治の医師に対する情報提 供	3月ごとに実施	出勤簿、勤務表、資格証、栄養ケア 計画、栄養ケア提供経過記録、栄養
	定員、人員基準に適合	あり	ケアモニタリング、利用者又は家族
	月の算定回数	2回以下	が同意した旨の記録、介護給付費請 求書及び明細書

    口腔・栄養スクリーニング	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態および 栄養状態について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供	6月ごとに実施	青P1354, P1355 緑P698, P1012~
	定員、人員基準に適合	該当	報酬告示 別表5ホ注 留意事項通知第2の6(8) 95号告示百七の二 リハビリテーション・個別機能訓
加算(Ⅰ)	栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加 算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当 該栄養改善サービスが終了した日の属する月	非該当	練、栄養管理及び口腔管理の実施に 関する基本的な考え方並びに事務処 理手順及び様式例の提示について
	口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている 間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月	非該当	ロ腔・栄養スクリーニング様式、情 報提供した旨の記録
	(1)又は(2)に該当	該当	
口腔・栄養スクリーニング 加算(II)	(1)利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態 について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供している場合次 の①及び②が該当	6月ごとに実施	
	①算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は 当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けて いる間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する 月	該当	
	②算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではない	該当	.(前記と同じ)
	(2)利用開始時および利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認し情報を担当ケアマネに提供している場合次の①及び②が該当	6月ごとに実施	
	①算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではない	該当	
	②算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	

	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置	配置	
口腔機能向上加算(I)	口腔機能向上サービスの提供は、以下に掲げる手順により行うこと	実施	青P1356, P1357  緑P699, P1013~, P127, P128,  P1070
	利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握	実施	報酬告示 別表5へ注 図意事項通知第2の6(9)→留意事項通
	利用開始時に言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口 腔機能改善管理指導計画の作成	なし	知第2の7(18)  95号告示百八  リハビリテーション・個別機能訓
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	あり	練、栄養管理及び口腔管理の実施に 関する基本的な考え方並びに事務処 理手順及び様式例の提示について 出勤簿、勤務表、資格証、口腔機能
	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能 向上サービスの提供	あり	
	利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の 状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価、ケアマ ネ等への情報提供	3月ごとに実施	改善管理指導計画・管理指導計画、 口腔機能向上サービスのモニタリン グ、利用者又は家族が同意した旨の 記録、介護給付費請求書及び明細書
	定員、人員基準に適合	あり	

口腔機能向上加算(Ⅱ)	口腔機能向上サービスの提供は、以下に掲げる手順により行うこと 利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握 利用開始時に言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能改善管理指導計画の作成 利用者等に対する計画の説明及び同意の有無 計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能向上サービスの提供 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価、ケアマネ等への情報提供	実施 実施 なし あり あり 3月ごとに実施	· · · · · ·
	定員、人員基準に適合 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省(LIFE)に提出し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成(Plan)、当該計画に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行う	 実施	
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省(LIFE)に提出 利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努める	実施	青P1360 緑P1070 報酬告示 別表5リ注 留意事項通知第2の6(12) 科学的介護推進に関する評価(通 所・居宅サービス)、データを提出 したことがわかるもの等

同一建物減算	事業所と同一建物に居住又は同一建物から通所	該当	青P1346, P1347 報酬告示 別表5イ注7 留意事項通知第2の6(4) 利用者の基本情報、実施記録
選択的サービス複数実施加	選択的サービスのうち、2種類を実施	談ヨ	青P1358, P1359 緑P699, P130 報酬告示 別表5ト注 95号告示百九 留意事項通知第2の6(10)
算 I	選択的サービスのうち、いずれかを1月につき2回以上実施	該当	平成18年4月改定関係Q&A(Vol.1)問22、問23、問24 実施するサービスに該当する加算の確認書類欄を参照
選択的サービス複数実施加	選択的サービスのうち、3種類を実施	該当	/ <del>*</del> =1 = (*)
算Ⅱ	選択的サービスのうち、いずれかを1月につき2回以上実施	該当	(前記と同じ)
	定員超過、人員超過に非該当	あり	
事業所評価加算	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サー ビスを実施	実施	青P1358, 1359 緑P643, 699~, 956~
	利用実人員数のうち選択的サービスを実施した率	0.6以上	報酬告示 別表5チ注 留意事項通知第2の6(11)
	前年の1月から12月まで(評価期間)の利用実人員が10名以上	満たす	95号告示百十 94号告示八十三
	(要支援状態区分の維持者数+(改善者数×2))÷ 評価対象期間内に選択的サービスを3月以上算定し、その後に更新・変更認定を受けた者の数	0.7以上	VT 7 F W V I —

	厚生労働大臣の定める地域		
中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算		該当	青P1342, P1343 緑P818~ 報酬告示 別表5イ注2 留意事項通知第2の6(15)→留意事項通 知第2の8(7)→留意事項通知第2の2(17) 83号告示 利用者の基本情報、運営規程、領収書
	次の(1)又は(2)のいずれかに該当	該当	
	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70以 上	該当	青P1361 緑P700, P15~P17 Q1~Q10
サービス提供体制強化加算 (I)	(2)介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の占 める割合が100分の25以上	該当	報酬告示 別表5ヌ注 95号告示百十三
	定員、人員基準に適合	該当	職員台帳(履歴書)、資格証等、割
	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 又は (Ⅲ) を算定していない	該当	·合についての記録
	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上	該当	
サービス提供体制強化加算   (Ⅱ)	定員、人員基準に適合	該当	(前記と同じ)
\_,	サービス提供体制強化加算 (I) 又は (II) を算定していない	該当	
	次の(1)又は(2)のいずれかに該当	該当	
サービス提供体制強化加算 (皿)	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の40以 上	該当	
	(2) 利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数 7年以上の職員の占める割合が100分の30以上	該当	(前記と同じ)
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (I) 又は (II) を算定していない	該当	

若年性認知症利用者受入加 算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者定める	該当	青P1346 緑P125~ Q23~Q26 報酬告示 別表5イ注4 - 95号告示十八
	利用者に応じた適切なサービス提供	実施	利用者の基本情報、通所リハビリ テーション計画、実施記録
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	
	3 賃金改善の実施	あり	青P1362  緑P700. P966~P986. P18~ Q1~
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	Q67 報酬告示 別表5ル注 留意事項通知第2の6(13)→留意事項 通知第2の2(10) 95号告示百十四 介護職員処遇改善加算、介護職員等 特定処遇改善加算及び介護職員等 ベースアップ等支援加算に関する基
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
介護職員処遇改善加算	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		
(I)	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容につい て書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の 機会の確保し、全ての介護職員に周知		本的考え方並びに事務処理手順及び 様式例の提示ついて(R4.6.21)
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に 基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	あり	, 介護職員処遇改善計画書、実績報告 書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用 の見込額を全ての職員に周知	あり	

	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
  介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
(II)	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合		(前記と同じ)
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の 機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用 の見込額を全ての職員に周知	あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
┃ ┃介護職員処遇改善加算	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		(前記と同じ)
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の 機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用 の見込額を全ての職員に周知	あり	

	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 (一)経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上	該当	
介護職員等特定処遇改善加 算(I)	(二) 指定通所リハビリテーション事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている		±04000
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		青P1362 緑P700, P966~P986, P18~ Q1~ Q67 報酬告示 別表5ヲ注 留意事項通知第2の6(14)→留意事項通知第2の2(11)
	(四)介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万 円を上回らない		95号告示百十四の二 介護職員処遇改善加算、介護職員等 特定処遇改善加算及び介護職員等
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施	あり	様式例の提示について(R4.6.21) 介護職員等特定処遇改善計画書、実
	4 処遇改善の実施の報告	あり	<b>績報告書</b>
	5 サービス提供体制強化加算 (I)又は (II)の届出	あり	
	6 介護職員処遇改善加算 (I) から (II) までのいずれかを算定	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用 の見込額を全ての職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネット の利用その他の適切な方法で公表	あり	

介護職員等特定処遇改善加 算(II)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃 金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金 改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	
	(一)経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する 費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定通所リハビリテーション事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
	(四)介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万 円を上回らない		(前記と同じ)
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実 施	あり	
	4 処遇改善の実施の報告	あり	
	5 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれかを算定	あり	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用 の見込額を全ての職員に周知	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネット の利用その他の適切な方法で公表	あり	

	1 ベースアップ等要件 賃金改善に関する計画の策定、計画に基 づく措置、処遇改善の実施の報告	あり	介護職員処遇改善加算、介護職員等 特定処遇改善加算及び介護職員等 ベースアップ等支援加算に関する基 本的考え方並びに事務処理手順及び
	2 処遇改善加算要件 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれかを算定	あり	様式例の提示について(R4.6.21) ベースアップ等支援加算処遇改善計 画書、実績報告書